

笠岡市
学校部活動の在り方に関する方針

令和5年7月
笠岡市教育委員会

目 次

前文	… 1
本方針策定の趣旨等	… 1
I 学校部活動の運営の在り方	… 2
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	
(1) 休養日及び活動時間の基準	
(2) 適切な休養日等の設定	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	
5 安全管理と事故防止について	
II 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	
III 大会等の在り方の見直し	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(1) 大会等への参加の引率	
(2) 大会運営への従事	
3 生徒の安全確保	
4 大会等の在り方	

前 文

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、全国的に少子化が進行する中、本市においても、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 本市の生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 国においては、平成 30 年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成 31 年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。このことを受け、令和 2 年に、スポーツ庁及び文化庁は、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。
- 令和 4 年 6 月及び 8 月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、令和 4 年 12 月に、スポーツ庁及び文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。
- こうした国の動向も踏まえ、本市においても、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築に努める必要がある。

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年 9 月）と「岡山県文化活動の在り方に関する方針」（令和元年 12 月）を統合し、学校部活動が生徒にとって望まし

いスポーツ・文化芸術環境となるよう、本市としての適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すものである。

- 本方針は、本市の公立中学校の生徒の学校部活動を主な対象とする。
- 小学校段階においても、一部の学校においては、同じようにスポーツ・文化芸術活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を中心に十分を考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。
- 笠岡市教育委員会は、岡山県教育委員会等と連携を図り、「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築する」という観点に立ち、学校部活動が地域、学校、活動分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

I 学校部活動の運営の在り方

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 校長は、「笠岡市学校部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、前記アの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 笠岡市教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 市教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和２年岡山県教育委員会規則第７号）や「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が部活動顧問となり指導や大会等の引率を担うことができる体制を構築する。

キ 市教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

（１）適切な指導の実施

ア 校長及び学校部活動の指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。その際、運動部活動のみならず、文化部活動においても、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援、指導及び是正を行う。

イ 運動部の学校部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部の学校部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 学校部活動の指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

学校部活動の指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、前記2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、前記アと同様とする。

ウ 小学校段階においても、教育課程外の活動として、スポーツ・文化芸術活動を実施している場合があるが、その場合についても、成長期にある児童が、教育課程内の活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、前記アを参考に、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

(2) 適切な休養日等の設定

ア 市教育委員会は、後記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、前記1(1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記3(1)の基準を踏まえるとともに、市教育委員会が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 市教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を

大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

- エ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 安全管理と事故防止について

- ア 校長は、学校部活動における安全管理について、県教育委員会が作成する「学校部活動指導資料」を踏まえ、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。学校部活動の指導者は、前記の「学校部活動指導資料」を活用し、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。また、学校敷地外の人損・物損事故の回避を図るため、活動方法の工夫に努めること。

- イ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、校長及び学校部活動の指導者は、学校部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

- 「熱中症事故の防止のための緊急対策について」（平成 30 年 7 月 26 日 付け保学第 33 号）を踏まえ、気温や湿度、生徒一人一人の状況等により、活動内容を適切に判断すること。
※参考（公財）日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）

Ⅱ 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

国の動向を受けて、今後は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の充実が図られ、学校部活動がより地域と連携することや、休日の学校部活動に代わり、地域においてスポーツ・文化芸術活動に参加していく生徒が段階的に増えることが想定される。その際、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、市教育委員会及び校長は、地域クラブ活動の運営団体等と必要に応じて連携を図る。

- ア 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力を得て、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用 等により、学校と地域が協働・融合した

形で学校部活動の地域連携を進める。

イ 市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 各地域において、休日における新たな地域クラブ活動への将来的な移行に向け、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するための検討が進められることが考えられるが、市教育委員会及び校長は、検討に必要な情報の提供や、保護者等への理解促進等、協力・連携して取り組むものとする。

エ 市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず、平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるような環境を整える。

カ 市教育委員会及び校長は、教員等が地域クラブ活動での指導を希望する場合は、国が示す手引き、関係通知等を踏まえ、兼職兼業の判断を適切に行うものとする。

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

今後、新たな地域クラブ活動への移行期においては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動として参加する生徒と、地域クラブ活動として参加する生徒の両方が存在することが考えられるが、生徒に公平・公正な参加機会を確保する。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 県学校体育連盟、県学校文化連盟、市スポーツ協会及び市文化協会は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できるよう、県大会、地区大会及び市町村大会において、上位団体の規定も参考にしながら、参加資格の在り方の見直しを行う。

イ 市教育委員会は、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等、支援の在り方の見直しを行う。

ウ 県学校体育連盟、県学校文化連盟、市スポーツ協会及び市文化協会は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、上位団体の規定も参考にしながら、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録

の在り方を決定する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

県学校体育連盟、県学校文化連盟、市スポーツ協会及び市文化協会は、学校部活動における大会等の引率は、できるだけ教員等が引率しない体制を整えるため、部活動指導員を配置している学校においては、生徒の安全確保等に留意しつつ、原則として部活動指導員が単独で行うことができるよう、大会等の規定を整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

ア 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、必要に応じて、大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に大会運営業務を外部委託するなど、適切な体制を整える。

イ 県学校体育連盟、県学校文化連盟、市スポーツ協会及び市文化協会は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 市教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。

エ 市教育委員会及び校長は、教員等が大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

オ 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、必要に応じ、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）と公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークなど、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

3 生徒の安全確保

ア 県学校体育連盟、県学校文化連盟、市スポーツ協会及び市文化協会は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 県学校体育連盟、県学校文化連盟、市スポーツ協会及び市文化協会は、

夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 県学校体育連盟、県学校文化連盟、市スポーツ協会及び市文化協会は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 県学校体育連盟、県学校文化連盟、市スポーツ協会及び市文化協会は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本方針の趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 県学校体育連盟、県学校文化連盟、市スポーツ協会及び市文化協会は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 県学校体育連盟、県学校文化連盟、県教育委員会及び市教育委員会は、中学校の生徒が学校教育活動として参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や学校部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、参加する大会数の上限の目安等を定める。また、文化部活動においては、地域からの要請により地域の行事や催しに参加したり、運動部活動の応援として試合に同行したりすることも考えられるが、生徒が参加する活動の上限の目安等は、それらを含めて、総合的に定めるものとする。

エ 校長は、県学校体育連盟、県学校文化連盟、県教育委員会及び市教育委員会が定める前記ウの目安等を踏まえ、生徒にとっての教育上の意義や、生徒や学校部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 県学校体育連盟、県学校文化連盟及び市スポーツ協会、市文化協会は、適正な開催回数を踏まえた上で、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する

部活動顧問	...	学校における業務分掌での当該部活動を担当する教員及び部活動指導員をいう。
部活動指導員	...	学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定されている、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する非常勤の職員である。実技指導や学校外での活動（大会・練習試合 等）の引率等が職務として位置付けられており、単独指導・単独引率が可能である。また、校長は、部活動指導員に部活動顧問を命じることができる。
外部指導者	...	部活動顧問と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行うものであり、原則として単独での指導・引率はできない。（ただし、学校事情により、校長・教員
学校部活動の指導者	...	部活動顧問及び外部指導者をいう。
地域クラブ活動	...	地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動のことを指し、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年 及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環としてとらえることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるもの